

平成 28 年 9 月 14 日

## 生命保険（特定保険契約）の代理店手数料の開示等について

足利銀行（頭取 松下 正直）は、平成 28 年 10 月 3 日（月）より、お客さまにより適切な商品選択を行っていただけるよう、「金融商品等の勧誘方針」に基づき「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方式の変更」を行いますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 保険代理店手数料の開示

当行が保険会社から受領する生命保険（特定保険契約<sup>※1</sup>）の代理店手数料について、保険会社の同意を前提に開示いたします。

代理店手数料は保険会社から販売代理店に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、当行の販売体制の透明性向上につながる取り組みとして、お客さまに開示するものです。

※1 特定保険契約とは、金融商品取引法の行為規制の一部が準用される、市場リスクを有する生命保険商品で、具体的には変額保険、外貨建保険、市場価格調整機能を有する保険です。

#### 2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当行が受け取る代理店手数料について、契約時に一括して受領する方式から「販売手数料<sup>※2</sup>」と「継続手数料<sup>※3</sup>」に分けて受領する方式に、合意を得られた保険会社から順次変更いたします。

当行では、保険商品をはじめとした資産運用商品の全般において、専門性の高いコンサルティングと丁寧なアフターフォローに努めており、保険募集においても募集時のコンサルティングのみならず、契約期間を通じた情報提供やアフターフォローを行う基本姿勢を反映した体系とするべく、手数料の受領方式を変更することとしました。

※2 募集時のコンサルティングの対価として、販売額に応じて保険会社から受領する手数料。

※3 アフターフォロー等の対価として、契約期間中に保険会社から定期的に受領する手数料。

以上